

SOFTIC判例ゼミ（第5回）

# 東京地判令4年6月17日（平29ワ39859） 文化シャッターvs日本IBM

2023年11月22日（水）

藤江啓介 粥川莉帆

※本資料は発表者の個人的な見解であり、所属する組織の見解ではありません

# 目次

01. 事案概要

02. プロジェクトマネジメント義務とは

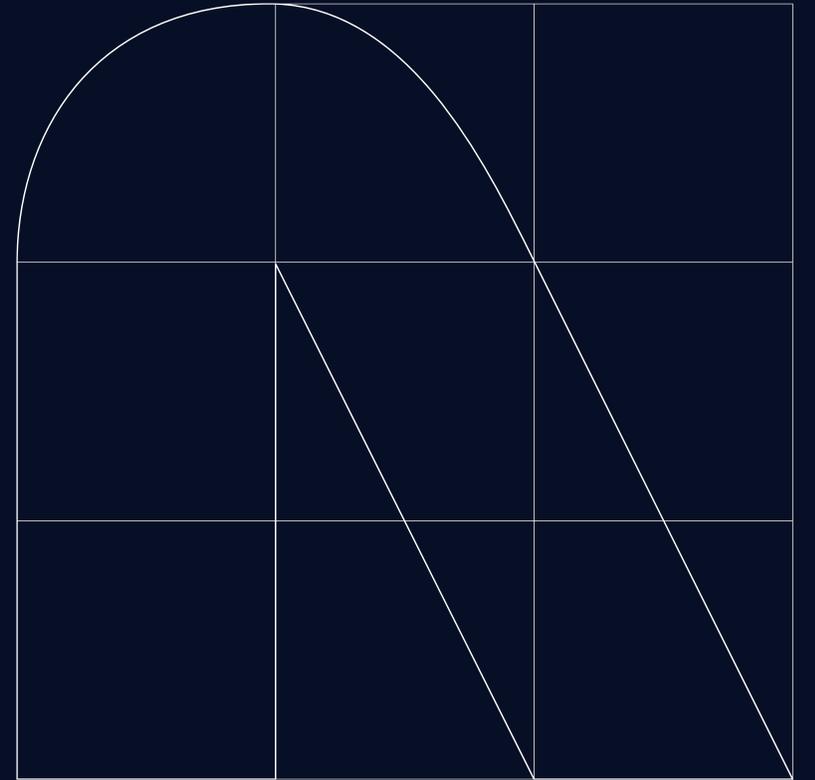
03. 争点一覧

04. ディスカッションポイント

05. 参考裁判例

06. ディスカッションを踏まえての所感

# 事案概要



# 事案概要

## 1. 当事者

原告：文化シャッター株式会社（文化シャッター）

被告：日本アイ・ビー・エム株式会社（IBM）

## 2. 経緯

H27年1月 文化シャッターが、自社及び関連会社が販売管理等に用いる「新販売管理システム」（以下「本件システム」）の  
開発・構築支援業務をIBMに委託

H27年2月以降 [スライド8](#)～「契約一覧表」に記載の契約（フェージング契約）を随時締結

H28年8月 ユーザ受入れテストを開始。**問題が頻発**

この時点でApexコード上限(詳細は[スライド14](#))の81%に達していた（上限の拡張可能性については当事者間に争いあり）

H29年1月中旬 開発中止。IBMは要員を撤収し、文化シャッターに対してPoCの結果を踏まえ、本件システムの構築方法に  
関する提案活動を実施（詳細は[スライド18](#)）

H29年5月29日 「新販売システム構築 全体提案」（5・29提案）

H29年8月10日 「新販売システム構築 全体提案」（8・10提案）

H29年11月 文化シャッターが提訴(本訴)

H29年11月24日 文化シャッターが個別契約No.1～No.26のうち、個別契約No.10～12以外を解除

H30年3月 IBMが反訴

H30年7月27日 文化シャッターが個別契約No.10～12を解除

R4年 6月17日 地裁判決

# 事案概要

## 3. 請求の趣旨

本訴：IBMは、文化シャッターに対し、27億7810万8257円及びこれに対する平成29年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

反訴：文化シャッターは、IBMに対し、12億1065万2520円並びにうち11億0059万3200円に対する平成30年3月30日から支払済みまで年6分の割合による金員及びうち1億1005万9320円に対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 4. 判決内容

- 1 IBMは、文化シャッターに対し、19億8331万6016円及びこれに対する平成29年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 文化シャッターのその余の本訴請求及びIBMの反訴請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを4分し、このうち1を文化シャッターの負担とし、その余をIBMの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

# 事案概要

## 5. 本訴概要

文化シャッターが、社内で販売管理等に用いるコンピュータ・システムの開発・構築を支援する業務（以下「本件業務」という。）をIBMに委託した。

文化シャッターは、本件業務のためにIBMとの間で締結した契約をIBMの責めに帰すべき事由による履行不能又は不完全履行を理由に解除（以下「本件解除」という。）したとして、**債務不履行又は不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、約27億8千万円※請求した**

※本訴における文化シャッターからIBMに対する請求の内訳は以下表のとおり

	損害賠償項目	金額（円）
1	本件業務のために、IBMに支払った費用	約22億円
2	本件業務のために、IBM以外のベンダに支払った費用	約2.7億円
3	本件業務に関して別のサービスと締結した「Secure On-demand Applicationサービス」に係る契約最低利用期間満了までの利用料相当額	約0.6億円
4	弁護士費用	約2.5億円

# 事案概要

## 6. 反訴概要

IBMが、文化シャッター自身が要求する仕様を内部的に取りまとめて適時・適切にベンダに伝えるべき義務や、仕様を凍結する合意の締結後に追加変更要求を出してシステム開発を妨害しないこと等を内容とする文化シャッター側のプロジェクト・マネジメント義務に違反して本件業務を難航させた文化シャッターの行為は不法行為に該当するなど主張し、

文化シャッターに対し、約12.1億円※について不法行為を理由とする損害賠償請求をするとともに、以下図表の①については契約に基づいて、②については旧民法536条2項に基づいて、③については当事者間の合意、商法512条、又は債務不履行を理由とする損害賠償請求権に基づいて、④については債務不履行を理由とする損害賠償請求権に基づいて、それぞれ請求した

※反訴におけるIBMから文化シャッターに対する支給の内訳は以下図表のとおり

	損害賠償項目	金額（円）
1	個別契約No.3-2、No.19-2及びNo.15の未払代金合計額	約6.3億円
2	個別契約No.3-1、No.19-1、No.20及びNo.23の未払代金合計額	約1.7億円
3	追加作業の報酬相当額	約3億円
4	弁護士費用	約1.1億円

# 契約一覧表（文化シャッター・IBM間の契約）

裁判所の判断では、個別契約1は原告の損害から除外

No.	契約書番号	契約書名	締結日・作成日	サービス名	契約期間	契約金額(税込)	支払済(税込)	未払額(税込)	証拠
1	004220-AA001	IBM支援サービス契約書	2015/2/24	次期情報システム第1ステップ二次要件定義支援	2015/3/1~2015/6/30	¥ 192,240,000	¥ 192,240,000	¥ -	甲(基)1の1
2	004220-B012	IBM支援サービス契約書	2015/7/27	新販売管理システム設計開発第一フェイズ支援	2015/7/6 2015/10/31	¥ 559,980,000	¥ 559,980,000	¥ -	甲(基)1の2
3-1	004220-B020	IBM製品・サービス契約書（一括署名契約書） IBM支援サービス契約書	2015/11/25	新販売管理システム設計開発第二フェイズ・統合・移行支援 及びSalesForce保守サポート	2015/11/2~ 2016/7/15	¥ 746,604,000	¥ 746,604,000	¥ -	甲(基)1の3
				新販売管理システム SalesForceライセンス保守サポート	2015/12/21~ 2021/3/31	¥ 14,925,600	¥ 4,330,800	¥ 10,594,800	
3-2	004220-AA005	IBM製品・サービス契約書（一括署名契約書） IBMプログラム契約書	2015/11/25	プログラム名称「Force.com-Unlimited Edition」3000ライセンス等	2015/12/21~ 2021/3/31	¥ 731,838,240	¥ 211,386,240	¥ 520,452,000	甲(基)1の3
4	004220-B025	変更合意書	2016/1/25	契約変更（004220-B020の総人月数）		-	-	-	甲(基)1の4
5	004220-AA002	IBM支援サービス契約書	2015/7/29	新販売管理システム設計開発第一フェイズ支援 Salesforce開発用ライセンス保守	2015/8/1~2016/7/31	¥ 324,000	¥ 324,000	¥ -	甲(基)1の5
6	004220-AA003	IBM支援サービス契約書に対する補足契約書	2015/7/29	プログラム名称「Force.com-Unlimited Edition」10ライセンス OPROARTS帳票等	2015/8/1~2016/7/31 2015/8/1~ 2015/10/31	¥ 842,400 ¥ 1,939,237	¥ 842,400 ¥ 1,939,237	¥ - ¥ -	甲(基)1の6
7	004220-AA004	IBM支援サービス契約書	2015/11/25	新販売管理システム設計開発第二フェイズ支援 WingArc MB開発環境準備・研修準備 プログラム名称「OPROARTS Prime」「MBSF-Professional」等	2015/12/1~ 2016/3/31 2015/12/1~ 2016/3/31	¥ 777,600 ¥ 2,430,000	¥ 777,600 ¥ 2,430,000	¥ - ¥ -	甲(基)1の7
8	004220-BSW001	IBM支援サービス契約書	2015/8/24	Cast Iron技術支援	2015/9/1~2016/2/29	¥ 10,854,000	¥ 10,854,000	¥ -	甲(基)1の8
9	004220-BSW002	IBM支援サービス契約書	2016/2/22	Cast Iron技術支援（テスト/運用フェーズ）	2016/3/1~2016/7/29	¥ 6,156,000	¥ 6,156,000	¥ -	甲(基)1の9
10	004220-B018	IBM支援サービス契約書	2015/8/10	基幹システム更改 回線ラックサービス	2015/8/25~ 2020/9/30	¥ 5,193,612	¥ 2,610,425	¥ 2,583,187	甲(基)1の10
11	004220-CSA000	IBM製品・サービス契約書（一括署名契約書） IBMクラウド・サービス契約書等	2015/7/29	SoftLayerサービス	2015/8/25~	¥ 93,261,910	¥ 85,647,910	¥ 7,614,000	甲(基)1の11
12	004220-CSA001	IBM製品・サービス契約書（一括署名契約書） IBMクラウド・サービス契約書等	2015/8/6	SoftLayer インターコネクト・サービス	2015/8/25~	¥ 832,200	¥ 722,049	¥ 110,151	甲(基)1の12
13	004220-B019	IBM支援サービス契約書	2015/8/17	クラウドインフラ環境構築支援	2015/8/17~ 2016/2/29	¥ 48,600,000	¥ 48,600,000	¥ -	甲(基)1の13
14	004220-B017	IBM支援サービス注文請書	不明	次期情報システムインフラ（NW構築支援）	2015/8/10~ 2016/2/29	¥ 11,340,000	¥ 11,340,000	¥ -	甲(基)1の14
15	004220-B028	IBM支援サービス契約書	2016/3/28	新販売管理システム設計開発第一フェイズ支援 OPRO及びWingArc MB開発テスト支援 プログラム名称「OPROARTS Prime」「MBSF-Professional」	2016/4/1~2016/7/15 2016/4/1~2021/3/31	¥ 13,608,000 ¥ 36,936,000	¥ 13,608,000 ¥ 14,774,400	¥ - ¥ 22,161,600	甲(基)1の15

# 契約一覧表（文化シャッター・IBM間の契約）

No.	契約書番号	契約書名	締結日・作成日	サービス名	契約期間	契約金額(税込)	支払済(税込)	未払額(税込)	証拠
16	004220-B027	IBM支援サービス注文請書	2016/2/15	SoftLayerNWサポートサービス	2016/3/1~2016/7/30	¥ 1,290,600	¥ 1,290,600	¥ -	甲(基)1の16
17	004220-B036	変更合意書	2016/10/31	契約変更 (004220-B027の契約期間)	2016/3/1~ 2016/12/31	-	-	-	甲(基)1の17
18	004220-B026	IBM支援サービス契約書	2016/2/15	クラウドインフラ技術支援	2016/3/1~2016/7/29	¥ 5,389,200	¥ 5,389,200	¥ -	甲(基)1の18
19-1	004220-AA009	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBM支援サービス契約書	2016/9/20	新販売管理システム使用及び運用保守に伴うSalesForceライセンス保守サポート	2016/10/1~ 2021/3/31	¥ 10,497,600	¥ 1,749,600	¥ 8,748,000	甲(基)1の19
19-2	004220-AA008	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBMプログラム契約書	2016/9/20	プログラム名称「Force.com-Unlimited Edition」500ライセンス	2016/10/1~ 2021/3/31	¥ 103,518,000	¥ 17,253,000	¥ 86,265,000	甲(基)1の19
20	004220-B034	IBM支援サービス契約書	2016/8/29	新販売管理システム 運用支援サポート	2016/9/19~ 2018/3/31	¥ 315,360,000	¥ 213,084,000	¥ 102,276,000	甲(基)1の20
21	-	IBMご提案中サービスの取扱いについて	2016/7/20	004220-B034のサービス開始日について	2016/7/20~	-	-	-	甲(基)1の21
22	004220-B038	変更合意書	2016/12/29	契約変更 (004220-B034の契約名称)	-	-	-	-	甲(基)1の22
23	004220-AA007	IBM支援サービス契約書	2016/8/29	新販売管理システム 内製化支援サポート	2016/10/18~ 2018/3/31	¥ 86,400,000	¥ 36,828,000	¥ 49,572,000	甲(基)1の23
24	004220-B032	IBM支援サービス契約書	2016/8/26	クラウドインフラ技術支援	2016/9/1~ 2016/10/31	¥ 2,052,000	¥ 2,052,000	¥ -	甲(基)1の24
25	004220-B035	IBM支援サービス契約書	2016/9/15	クラウドインフラ技術支援 (11月、12月)	2016/11/1~ 2016/12/31	¥ 2,052,000	¥ 2,052,000	¥ -	甲(基)1の25
26	004220-B037	IBM支援サービス契約書	2016/12/27	クラウドインフラ技術支援 (2017年1月、2月、3月)	2017/1/4~2017/3/31	¥ 3,024,000	¥ 3,024,000	¥ -	甲(基)1の26
合計						¥ 3,008,266,199	¥ 2,197,889,461	¥ 810,376,739	

# 契約一覧表 (文化シャッターがIBM以外の相手方と締結した契約)

No.	契約相手方	契約書名	締結日・作成日	サービス名	契約期間	契約金額(税込)	支払済(税込)	未払額(税込)	証拠
1	エヌ・ティ・ティ・コム コミュニケーションズ	提供代行予約書 Secure On-demand Applicationサービス利用規約	不明	Secure On-demand Applicationサービス	2016/2/1~2021/1/31	¥ 174,960,000	¥ 119,556,000	¥ 55,404,000	甲(基) 3の1
				Secure On-demand Applicationサービス	2015/9/1~2016/1/31	¥ 48,600	¥ 48,600	¥ -	
2	テラスカイ	業務委託内示通知兼先行手配依頼書	2016/4/1	BI-SI販売システム (UAT支援)	2016/5/1~2016/7/15	¥ 15,876,000	¥ 15,876,000	¥ -	甲(基) 3の2
3	AIT	運用監視支援サービス委託契約書	2016/3/31	新販売システム 監視運用支援サービス	2016/4/1~2017/3/31	¥ 20,530,800	¥ 20,530,800	¥ -	甲(基) 3の3
4	ライトウェル	注文書 (変更)	2015/9/7	ソフトウェア関連 (No.1 内訳1、2、4、5番目)	-	¥ 16,950,384	¥ 16,950,384	¥ -	甲(基) 3の4
				ソフトウェア導入 (No.2)	-	¥ 4,644,000	¥ 4,644,000	¥ -	
				ソフトウェア関連 (No.3)	-	¥ 20,530,800	¥ 20,530,800	¥ -	
5	ライトウェル	注文書	2015/9/7	通信機器他	-	¥ 2,371,680	¥ 2,371,680	¥ -	甲(基) 3の5
		御見積書	2015/9/7						
		注文書	2015/9/10						
6	ライトウェル	注文書	2015/12/16	監視運用構築	-	¥ 970,920	¥ 970,920	¥ -	甲(基) 3の6
7	エヌ・ティ・ティ・コム コミュニケーションズ	業務委託申込書	2015/7/23	ネットワーク工事	-	¥ 8,532,000	¥ 8,532,000	¥ -	甲(基) 3の7
8	ライトウェル	注文書	2016/2/15	技術支援サービス	-	¥ 1,446,336	¥ 1,446,336	¥ -	甲(基) 3の8
9	ライトウェル	注文書	2015/9/7	ネットワークスイッチ保守	-	¥ 567,000	¥ 567,000	¥ -	甲(基) 3の9
10	ライトウェル	注文書	2016/6/30	技術支援サービス	-	¥ 981,720	¥ 981,720	¥ -	甲(基) 3の10
		注文書	2017/3/22						
11	セイコーソリューションズ	申込書	2015/12/21	セイコー タイムスタンプ利用	-	¥ 1,360,800	¥ 1,360,800	¥ -	甲(基) 3の11
		注文書	2017/3/22						
12	ゼンリンデータコム	発注書	2015/12/14	ゼンリン 地図サービス	-	¥ 3,780,356	¥ 3,780,356	¥ -	甲(基) 3の12
		発注書	2017/4/28						
13	ウイングアーク1st	御注文書	2016/6/8	ウイングアーク BI	-	¥ 3,672,000	¥ 3,672,000	¥ -	甲(基) 3の13
		作業先行着手依頼書	2016/8/1						
14	GMOグローバル サイン	請求書 (3通)	2016/9/14	GMO 電子証明	-	¥ 262,224	¥ 262,224	¥ -	甲(基) 3の14
15	エヌ・ティ・ティ・コム コミュニケーションズ	御見積書	2015/7/14	ネットワーク (Uno-Master's One等) 月額費用	-	¥ 49,377,600	¥ 49,377,600	¥ -	甲(基) 3の15
				ネットワーク工事費用 (項1 (68,000)、項2 (125,000)、項5 (548,000))	-	¥ 800,280	¥ 800,280	¥ -	
合計						¥ 327,663,500	¥ 272,259,500	¥ 55,404,000	

# コンピュータ・システムの開発一般

コンピュータ・システムの開発方法には、パッケージ・ソフトウェアのプログラムに「カスタマイズ」と呼ばれる加除修正を加えてプログラムを作る方法や、プログラムを手組みする「カスタム開発」と呼ばれる方法があり、いずれの方法でも、開発工程を、一般には次の〔1〕ないし〔4〕のような「フェーズ」と呼ばれる局面に分け、前のフェーズの成果物を元に次のフェーズの開発作業を行うという方式で行われることが多い。

この方式は、各フェーズを滝が流れ落ちるように開発作業が進むことから「ウォーターフォール型開発方式」と呼ばれ、次の〔1〕及び〔2〕のフェーズは上流工程、次の〔3〕及び〔4〕のフェーズは下流工程と呼ばれている。

- 〔1〕要件定義ないし要求定義：ベンダが開発するコンピュータ・システムをどのようなものとするかというユーザの要求をベンダが開発できるような形に取りまとめる工程
- 〔2〕基本設計ないし外部設計：ユーザの視点から、ユーザが日常業務において使用する画面や帳票などのインターフェイスを設定し、決定する工程
- 〔3〕詳細設計ないし内部設計及びプログラミング：ベンダが基本設計書を前提に機能要件等のハードウェア、ソフトウェア等による実現方式や処理の内部ロジックを設計するなど、開発すべきコンピュータ・システムの詳細を設計し、これを元にプログラミングを行う工程
- 〔4〕テスト：コンピュータ・システムが正しく動作することを検証する工程（プログラム同士を結合した動作を検証するためにベンダが行う「システム結合テスト」（以下「S I T」という。）、ユーザが検収のために行う「ユーザ受入テスト」（以下「U A T」という。）などがある。）

# 本件システムの開発方式の特徴

## ①ウォーターフォール型開発方式での開発

- ・開発されるべきコンピュータ・システムの全体について、上流工程でその内容を確定し、下流工程でこれを開発する方式
- ・ユーザは、下流工程のU A Tまでシステムの稼働状況を画面で確認することができない

Cf. **アジャイル型開発方式**…コンピュータ・システムを機能ごとに分けて上流工程・下流工程を繰り返しながら開発作業を進める方式

ユーザは、機能ごとにシステムの稼働状況を画面で確認することができるため、手戻りが少なく、開発期間を短縮化できるなどの利点があるといわれている。他方で、アジャイル型開発方式においては、短い期間で上流工程・下流工程を行うため、その期間内で出来上がらない機能が積み重なっていくことがあるほか、円滑なコミュニケーションを図ることができない場合に進捗が遅れる可能性が高くなるなどの弱点もあるといわれている。

②コンピュータ・システムは、従来、専用のハードウェアの上で開発・運用されてきたが、最近では、不特定多数が共有するクラウド上で開発・運用されることも多い。不特定多数がコンピュータ・システムの開発・運用に利用することのできるクラウド上の場は「クラウド型プラットフォーム」と呼ばれ、これを提供するサービスは、「**プラットフォーム・アズ・ア・サービス**」（以下「**P a a S**」という。）と呼ばれる。P a a Sでは、アプリケーション・ソフトウェアが稼働するためのハードウェアやオペレーティング・システム（O S）などの基盤一式（プラットフォーム）を遠隔から利用することができるため、アプリケーションをカスタム開発することにより、クラウド上にシステムを開発・構築することができる。

# 本件システムの開発方式の特徴

③本件システムの開発は、被告の提案により、E R P（総合基幹業務システム。以下同じ。）等のパッケージ・ソフトウェアは使用せず、**セールスフォース・ドット・コム社（以下「S F社」という。）が提供するP a a Sであるセールス・フォース・ワン・プラットフォーム（以下「S F」という。）**を利用することとされた。

④S Fは、一部のアプリケーションについて、あらかじめ標準のプログラム部品（ソースコードから成り立っており、その内容・性質・規模等は様々である。以下「標準部品」という。）を備えるP a a Sであり、これらの標準部品をモジュールとして独立させてそのまま他のプログラムから呼び出して使用することなどにより、システムの開発・構築に要する期間や費用を抑えることが可能となるという特殊性を有している。

⑤本件システムも、S Fをプラットフォームとして利用し、その標準部品を使用しつつ、必要な業務機能はカスタム開発で構築することとされていた（以下「本件開発方式」という。）。**実際には、平成29年2月14日時点で、本件システム中標準部品を用いて実装する部分は5%にとどまり、カスタム開発により実装する部分が95%を占めていた。**

⑥当初は、設計・開発フェーズをいくつかのスプリントに分け、ユーザである原告側の代表メンバー（情報システム部のほか、原告の各種部門や各事業所、工場及びグループ企業からエンドユーザ部門のメンバーが参加していた。以下「コアメンバー」という。）にS Fの環境で実際に動作する画面をその都度確認させながら要件や仕様を確定し、設計・開発することが予定されていたが、実際にはウォーターフォール型開発方式が用いられることとなった。

# 本件システムの開発方式の特徴

⑦ S F を利用してカスタム開発によりプログラムの開発・構築を行う場合、システムが動作するためのロジックの部分については S F 社が提供する「A p e x」という名称のプログラム言語（以下単に「A p e x」という。）を使用する。S F の開発環境において A p e x のソースコードをアップロードすると、自動的に、そのソースコードが解析されて、実行可能な形式のオブジェクトコード、すなわち、オブジェクトプログラムに変換される（これを「コンパイル」という。）。S F 社は、S F を利用する際の一般的な制限の一つとして、各利用者がプログラムの開発・構築を行うに当たって使用することのできる A p e x コードの文字数（ソースコード 1 文字が 1 バイト）に上限を定めている（これを「A p e x 制限」という。）。本件システムに係る A p e x 制限は、当初 3 0 0 万文字と定められていたが、被告が S F 社に依頼したことで、最終的には 1 8 0 0 万文字まで拡張された。しかしながら、平成 2 8 年 8 月 3 1 日の時点で、本件プロジェクトの A p e x コードの文字数は 1 4 7 2 万 0 3 5 5 文字になっており、**上限の 8 1 . 7 8 % に達していた**（A p e x 制限の更なる拡張の可否について、当事者間に争いがある。）。

他方、画面を表示する部分をカスタム開発するには「V i s u a l F o r c e」という名称のプログラム言語（以下「V F」という。）を使用することになる。

# 本件システムの開発方式の特徴

ウ SFは、データの格納場所として、データベースなどのデータを保存する「データストレージ」及び画像ファイル等を保存する「ファイルストレージ」という2種類のストレージを備え（以下、それぞれを順次「SFデータストレージ」及び「SFファイルストレージ」といい、両者を総称して「SF上のストレージ」という。）、SF社は、データの性質に応じて、どのデータがいずれのストレージに保存されるかを定めている。SF上のストレージの容量は、利用者がSF社と契約しているライセンス数に応じて決定され、各利用者は、SF社との間で契約しているライセンス数を増加させるか又は別途金銭を支払うことで、SF上のストレージの容量を増加させることができる。SF上のストレージの容量は、SFデータストレージについてはデータ1件が2キロバイトとして計算され、SFファイルストレージについては当該データの容量そのものが使用量となり、本件システムに係るSF上のストレージの容量は、当初、ライセンス数3000ユーザ分に応じて、SFデータストレージが361ギガバイト（1ギガバイトが100万キロバイト）、SFファイルストレージが約6.2テラバイト（1テラバイトが10億キロバイト）であったが、平成28年10月頃、ライセンス数を500ユーザ分追加したこともあり、最終的には、SFデータストレージが最大約411ギガバイト、SFファイルストレージが最大約7.4テラバイトとなっていた。データの格納場所については、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（外部との情報のやり取りの仕様を定める。以下「API」という。）と呼ばれる連携のためのプログラムをSF上でカスタム開発により構築し、SF上のストレージ以外の場所（以下「第三者ストレージ」という。）とすることも可能であり、被告は、平成27年7月27日、いずれもファイルストレージ上に保管される帳票やファイル形式のデータ（建築図面、設計図面、自主検査票等）以外のデータを全てSFデータストレージ上に保管する方法ではその容量を超える懸念があることを報告し、同年8月17日、上記データのうち工場仕切り、生産系データ、請求入金データ等を第三者ストレージ（データストレージ）であるオラクル（Oracle）社のデータベースに保存する方式を提案して、原告もこれを了承した。

# 本件システムの開発方式の特徴

エ S F社は、毎年3回程度、S Fについて、全てのユーザに適用されるバージョンアップを行っている。このバージョンアップの際、A p e xのソースコードを再コンパイルする必要はなく、従前のオブジェクトプログラムは、原則としてそのまま動作する。もっとも、当該プログラムが利用している機能について、旧バージョンと新バージョンの間に互換性があるかどうかはケースバイケースであり、本件システムの開発・構築過程においても、平成28年1月のS Fのバージョンアップの際に、i P a dのモバイル機能が動作しなくなるという障害が発生した。

# 本件業務の進捗状況等

本件業務は、次の〔1〕ないし〔8〕の各フェーズ（以下「本件各フェーズ」と総称する。）を通して行われた。

フェーズ	期間
〔1〕一次要件定義フェーズ	H26.10～H26.12
〔2〕二次要件定義フェーズ	H27.3～H27.6
〔3〕設計・開発第一フェーズ	H27.7～H27.10
〔4〕設計・開発第二フェーズ	H27.11～H28.4
〔5〕S I Tフェーズ	H28.4～H28.8
〔6〕U A Tフェーズ	H28.8～H28.11
〔7〕業務フローと機能一覧の見直しフェーズ	H28.12～H29.1
〔8〕P o C（業務適合性検証）フェーズ	H29.3～H29.8

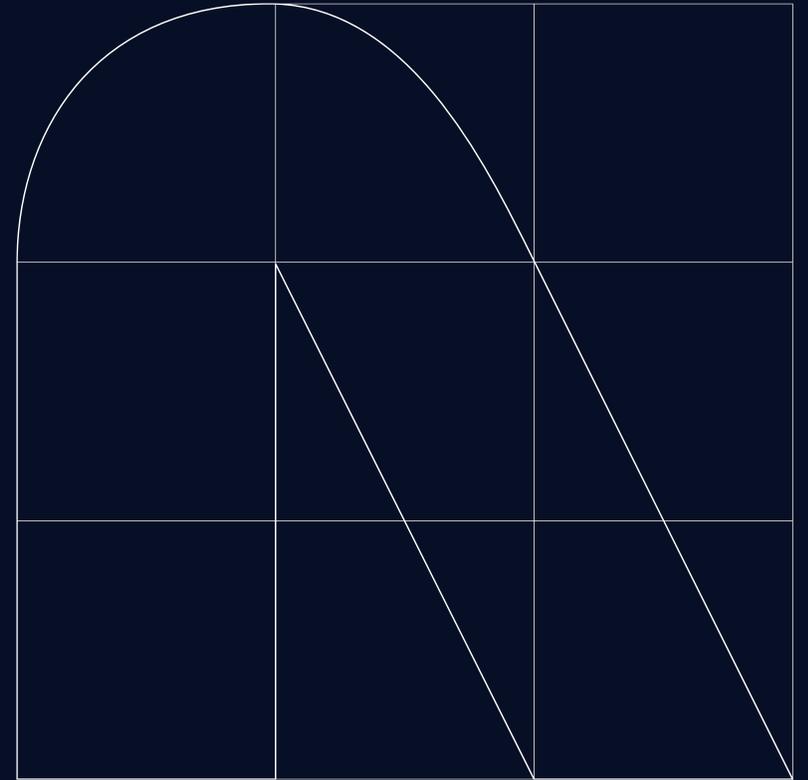
# IBMの再提案の内容

IBMは、PoCフェーズを踏まえ、H29年5月29日及び同年8月10日に以下のとおり提案した  
(前者を「5・29提案」、後者を「8・10提案」という)

	提案内容
5・29提案	S Fの標準部品を可能な限り使用する方法を用いて本件システムを構築するという趣旨のものであり、追加開発費用は21億5000万円、追加開発期間は2年4か月、開発対象機能数は396機能とされていた
8・10提案	5・29提案を見直したものであり、リリース1ないし3に分けて段階的に開発を進めることとされ、リリース1部分の追加開発費用は8億円、追加開発期間は3年6か月、開発対象機能数は157機能とされていたが、リリース2及び3についての追加開発費用、追加開発期間及び開発対象機能数は提示されなかった

# 02

## プロジェクトマネジメント義務とは



# プロジェクトマネジメント義務とは

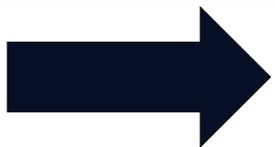
参考：国民健康保険組合事件（東京地判平16.3.10）

ユーザがベンダに対し、基本設計作業中に構築するシステムに関する様々な要求をするのは、本件のようなシステム開発の工程では当然のことであり、ユーザが追加の委託料や納入期限の延期等を必要とする要求をしたのであれば、プロジェクトマネジメント義務を負うベンダにおいて、ユーザにその旨伝えて、要求の撤回や納入期限の延期等に関する協議を求めるなどし、開発作業に支障が生じないようにすべきであったとされた事例

プロジェクトマネジメント義務の用語が初めて裁判例で用いられた際の内容は次のとおり

「（イ）被告は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとりの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、被告は、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、**本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。**そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、**注文者である原告国保のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務**（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたというべきである。」



開発作業を適切に進める義務（自己管理義務）

専門的知識を持たないユーザに働きかける義務（ユーザ管理義務）

の2種類の義務がベンダにはある

# プロジェクトマネジメント義務とは

参考：国民健康保険組合事件（東京地判平16.3.10） 続き

✓ 具体的なベンダの義務について

「原告国保のシステム開発へのかかわりについての管理に関して、より具体的に説明すれば、被告は、原告国保における意思決定が必要な事項や、原告国保において解決すべき必要のある懸案事項等について、具体的に課題及び期限を示し、決定等が行われない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、それらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告国保がこれを決定ないし解決することができるように導くべき義務を負い、また、原告国保がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすものであった場合等に、原告国保に対し適時その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどすべき義務を負っていたといえることができる。」

# プロジェクトマネジメント義務とは

参考：トクヤマ事件（東京地判平28.4.28）

✓ ベンダによるユーザ管理義務の詳細

「そして、システム開発は開発業者と注文者とが協働して打合せを重ね注文者の意向を踏まえながら進めるべきものであるから、被告は、注文者である原告の本件システム開発へのかかわりなどについても、適切に配慮し、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトについては初めての経験であって専門的知識を有しない原告において開発作業を阻害する要因が発生していることが窺われる場合には、**そのような事態が本格化しないように予防し、本格化してしまった場合にはその対応策を積極的に提示する義務**を負っていたというべきである。」



ベンダによるユーザ管理義務として、  
トラブル予防義務  
トラブル対応義務  
がある

# プロジェクトマネジメント義務とは

参考：国民健康保険組合事件（東京地判平16.3.10）

## ✓ ユーザの協力義務

「しかしながら、本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダー）のみではシステムを完成させることはできないのであって、**委託者（ユーザー）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要**である。このような役割を委託者である原告国保が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告国保と受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。

そして、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）は、4条1項において、

（略）

旨定めており、原告国保が協力義務を負う旨を明記している。

したがって、**原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。」**



システム開発契約においては、ユーザーにも一定の協力義務がある

# プロジェクトマネジメント義務とは

参考：旭川医大事件（札幌高判平29.8.31）

✓ ユーザの協力義務違反が認められた事例

「システム開発はベンダである一審被告の努力のみによってなし得るものではなく、ユーザである一審原告の協力が必要不可欠であって、一審原告も、一審被告による本件システム開発に協力すべき義務を負う（一審原告も、一般論として上記のような協力義務を有していることは認めているところである。）**。そして、この協力義務は、本件契約上一審原告の責任とされていたもの（マスタの抽出作業など）を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告にその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているものというべきである。**

しかるに、前記6などのとおり、一審原告が本件契約及び**本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告がこれに対応せざるを得なかったことから、本件システム開発が遅延した。**また、前記7のとおり、一審原告がマスタの抽出義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠し、一審原告の協力が得られないまま一審被告が代行せざるを得なくなったことも、本件プロジェクトが遅延した理由の一つになっている。

さらに、一審原告は、一審原告の追加開発要望に基づいて現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求しながら、そのために必要な現行システムの情報（基本設計書等）を十分に提供せず（略）、また、一審被告が一審原告に代わってマスタの抽出作業を行うに際しても、NECに必要な協力依頼を行うことを怠った（略）。

そして、前記3のとおり、本件システムは、遅くとも平成22年4月26日までには、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった1項目を除き、全て完成していたにも関わらず、一審原告は、独自の見解から本件システムの開発が一審被告の責任で遅延したとして、一方的に本件解除をした。

上記のとおり、一審原告には、本件契約上の協力義務違反（債務不履行）が認められる。」

# プロジェクトマネジメント義務とは

参考：旭川医大事件（札幌高判平29.8.31） 続き

✓ ユーザの協力義務違反が認められた事例

「ウ 一審原告は、一審被告にプロジェクトマネジメント義務違反が認められる旨を主張する（略）。

しかしながら、一審被告は、平成21年3月4日以降、専門部会等において、繰り返し、一審原告による追加開発要望の多くは仕様外のものであること、一審被告としては、これらの追加開発要望に対応するのは難しく、同年9月24日（本件原契約におけるリース開始日）に間に合わなくなることを説明した（略）。そして、一審被告は、同年7月7日、一審原告による625項目の追加開発要望を受け入れる（本件追加開発合意）一方で、**以後は、新たな機能の開発要望はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないという合意（本件仕様凍結合意）を取り付けたものである。**このように、一審被告は、プロジェクトマネジメント義務の履行として、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否（本件仕様凍結合意）を含めた然るべき対応をしたものと認められる。

これを越えて、一審被告において、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者（一審原告）を説得したり、一審原告による不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということはできず、一審被告にプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められない。」

# プロジェクトマネジメント義務とは

参考：スルガ銀行・日本IBM事件（東京高判平25.9.26）

✓ 契約締結前においてもプロジェクトマネジメント義務があることを認めた事例

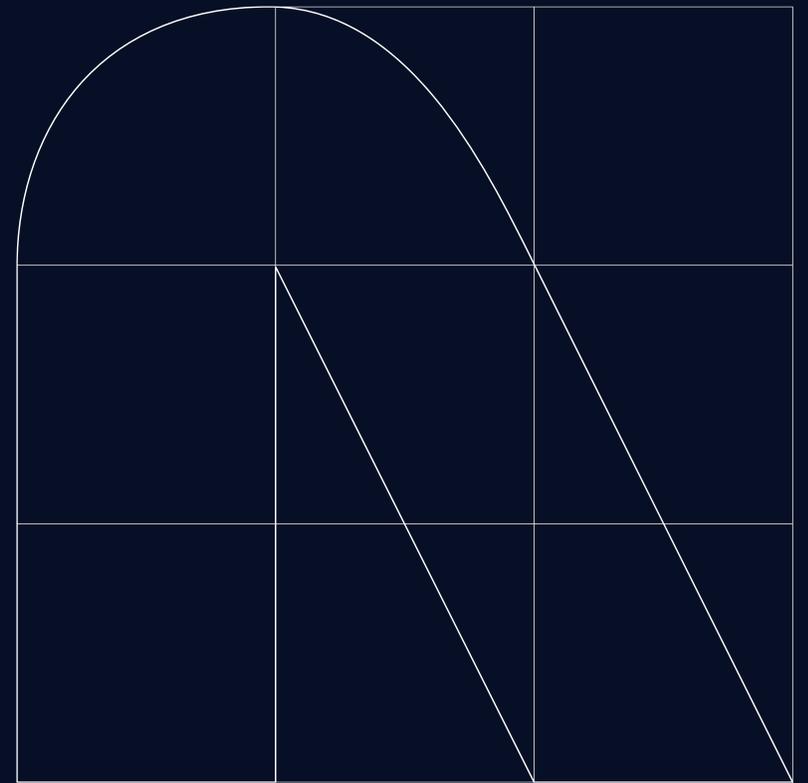
「企画・提案段階においては、プロジェクトの目標の設定、開発費用、開発スコープ及び開発期間の組立て・見込みなど、プロジェクト構想と実現可能性に関わる事項の大枠が定められ、また、それに従って、プロジェクトに伴うリスクも決定づけられるから、企画・提案段階においてベンダに求められるプロジェクトの立案・リスク分析は、システム開発を遂行していくために欠かせないものである。そうすると、ベンダとしては、**企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザーのニーズに対する充足度、システムの開発手法、受注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザーに説明する義務がある**というべきである。このようなベンダの検証、説明等に関する義務は、**契約締結に向けた交渉過程における信義則に基づく不法行為法上の義務として位置づけられ、控訴人はベンダとしてかかる義務（この段階におけるプロジェクト・マネジメントに関する義務）を負うものといえる。**」



**契約締結前の企画・提案段階**においても、ベンダには一定のプロジェクトマネジメント義務がある

# 03

## 争点一覽



# 争点一覧

本件の争点は、次のとおり

- (1) 本件における責任原因等 (争点1)
- (2) 原告の損害 (争点2)
- (3) 被告の損害 (争点3)
- (4) 反訴各追加費用請求に係る争点
  - ア 被告主張の合意の有無 (争点4の1)
  - イ 商法512条該当性 (争点4の2)
  - ウ 反訴各追加費用の額 (争点4の3) (本資料では省略)

# （争点1）本件における責任原因等

## 文化シャッターの主張

（結論） 履行不能又は不完全履行は、IBMの責めに帰すべき事由によるものであるし、上記履行不能又は不完全履行に至らしめたIBMの行為は、文化シャッターの権利・利益を違法に侵害する不法行為に該当する。

### （理由）

- ・SFには、①Apex制限があり、②データストレージ容量の制約もある上、③カスタム開発部分が増大した場合、年3回行われるバージョンアップへの対応にも多大な作業を要するという制約が生ずることになる（以下、上記①ないし③の制限又は制約を「本件制約等」という。） 。それにもかかわらず、IBMは、UATまで、成果物が本件制約等に抵触しているか検証することを怠った。
- ・本件制約等を避けるためにSFの標準部品を用いた場合のレイアウトや実現機能の制約についても平成29年2月に至るまで説明せず、本件開発方式の下で、SFのプラットフォームを利用するのみでその標準部品はほとんど用いることなく、カスタム開発を多用して本件システムを構築するという誤った開発手法を、その作業の中断に至るまで一貫して提案し又は選択した。
- ・SITフェーズでは、IBMが本来必要な検証項目をカバーするための十分なテストを行わず、テストの結果、不具合が多発したことによって明らかになった成果物の劣悪な品質の改善にも作業時間の不足から適切な対応を採ることなく開発を進めた。
- ・本件において、全ての機能の仕様の凍結がされた事実はなく、現に、平成28年1月28日の時点では、未だ多数の機能の仕様の検討が継続していた。

# （争点1）本件における責任原因等（続き）

## 文化シャッターの主張

（理由）

・UATフェーズでは、タイムアウトエラーやビューステートエラーが相次ぎIBMの成果物がほとんど動かない状態であり、実際の業務に適合しているかをユーザ部門が確認できる状況にない品質であった。IBMは、トランザクションの管理を怠るなどして611件に及ぶチケットを発生させ（なお、そのうちどの程度が必須の要件なのかについての文化シャッター・IBMによる絞り込みはされていない。）、このうち仕様の追加・変更は60件にすぎなかったにもかかわらず、少なくとも300件が仕様の追加・変更であると主張して、3割程度しか進捗していない時点でUATの中断を要求した。

# （争点1）本件における責任原因等

## IBMの主張

（結論）本件業務が難航したのは、文化シャッターがユーザとして本件各個別契約上負う、**ユーザ自身が要求する仕様を内部的に取りまとめて適時・適切にベンダに伝えるべき義務**や、**本件仕様凍結合意の締結後に追加変更要求を出してシステム開発を妨害したりしないこと等を内容とするユーザ側のプロジェクト・マネジメント義務を怠ったため**である。

### （理由）

- ・文化シャッターがIBMをベンダに選定して本件業務が開始された平成27年2月23日の時点で、SFのプラットフォームを利用してカスタム開発により本件システムを開発・構築することの妨げとなるものではなかった。本件業務の開始時点では、IBMが当初提案した開発手法でRFPを実現するシステムを完成させることは可能であったのであり、これが極めて困難になったのは、本件システムの開発が進行し、UATフェーズ及び業務フローと機能一覧の見直しフェーズを経て、文化シャッターが本件システムに求めるものがRFPでの想定とかけ離れた極めて複雑で大きなシステム（機能）となるものであることが判明した時点であった。
- ・SFを使用した開発では、Apex制限がルール上は存在するものの、SF社に依頼して追加の費用なく拡張することが可能でありSF社もビジネス上のメリットのために拡張には柔軟に応ずる。
- ・本件システムにオラクル社の第三者ストレージに保持されたデータを連携するために必要となったプログラムはApexコードの1%程度にすぎず、オラクル社の第三者ストレージを採用したことで工数が著しく増大した事実もない。

# （争点1）本件における責任原因等（続き）

## IBMの主張

（理由）

- ・SITフェーズでは、平成28年1月28日に仕様を凍結する合意（以下「本件仕様凍結合意」という。）をしていたにもかかわらず、文化シャッターがその後も仕様の追加・変更要求を繰り返したため、当初の予定どおりSITを実施することができず、再度設計・開発等の作業をやり直す手戻りが発生し、納期の遅れや予期せぬ不具合を生じさせた。
- ・UATフェーズでは、文化シャッターが本件旧システムの機能は全て実現してほしい（現行踏襲）と要望するに至り、本件仕様凍結合意時点で仕様書である機能補足説明書に記述されていなかったものや機能補足説明書に記述はあるが更に変更が必要とされたもの等429件もの仕様の追加・変更を生じさせ、そのほとんどがサービスインするために必須の要件とされていた。そのため、UATに供された本件システムはその全体が完成していたにもかかわらず、IBMはUATを中断せざるを得なかった。

# （争点1）本件における責任原因等

## 裁判所の判断

（結論）IBMは、その開発手法を誤り、かつ、適時適切な修正、調整を通じてシステム完成に向けたプロジェクト・マネジメントを適切に行うべき義務に違反するという本件業務の不完全履行によって、本件システムの構築は、遅くとも平成29年12月の本件解除の時点において、その完成が見込まれないものになっていたものというべきである。

（理由）

### 1 本件開発方式について

・SFの標準部品を積極的に活用し、現行業務との差異は運用や、場合によってはその簡素化に踏み込むなどしない限り、本件システムをSF上で合理的な期間及び費用により開発することができる可能性は事実上なかったにもかかわらず、IBMがSITやUATで障害が多発するまでそのような危険性があることに気付かず、又はその危険性を軽視し、むしろ文化シャッターの要求に応ずるままにカスタム開発の比率を高めていったことにより、いたずらに本件システムを肥大化させ、ひいては本件制約等を顕在化させたことにある。

・本件開発方式の下では、主としてSFの標準部品を用い、カスタム開発の範囲を従にとどめることは単に開発の難易ひいては工数及び経費の多寡にとどまらず本件システムの実現可能性にまで影響を及ぼし得るものであったところ、結果的に本件システムにおけるカスタム開発比率が95%にまで達していたことからすると、IBMがこうした危険性にさしたる考慮を払っておらず、他社に比べて画面にこだわる顧客であった文化シャッターのコアメンバーら（カスタム開発比率が一定以上になると本件システムが完成しないか又は少なくともその運用可能性が失われる危険性については、IBMから伝えられるまで知らなかったことが容易に推認される。）の要望を入れて本件旧システムの画面や文化シャッターの多様な業務に合わせたカスタム開発に傾注した結果、本件システムをSF上では制御し難いまでに肥大化させたものというほかはない。

# （争点1）本件における責任原因等（続き）

## 裁判所の判断

（理由）

### 2 品質について

- 平成28年3月から開始されたSITでは、業界標準の欠陥発生率から予想される欠陥発生数が全体で467件程度であるのに、進捗率50%の段階で770件の欠陥が発見されるなど難航し、結果的にも完了しなかった。
- SITと並行して平成28年8月末頃から本件システムのUATを開始したものの、タイムアウトエラー等が多発する状態であり、同年10月17日の時点でチケットが611件に達し、うち欠陥である（機能補足説明書の記述どおりの動作をしていない）ことに争いのないものだけで182件に上っていたところ、文化シャッターがまずはその対応を優先して本件システムを稼働させるよう繰り返し要求しても、IBMは最後までかかる対応は取らず、結局UATも未了のままとなっていた。

# （争点1）本件における責任原因等（続き）

## 裁判所の判断

（理由）

### 3 仕様の確定が遅れたことについて

・文化シャッターによる仕様の確定が適時適切に行われていたからといって、それだけで本件システムの肥大化による本件制約等の顕在化を防ぐことができたとは考え難いことなどからすれば、文化シャッター側の上記問題を過失相殺の局面で考慮することがあり得るのは格別、文化シャッターにプロジェクト・マネジメント義務違反があったとまでいうことはできない。

### 4 Apex制限について

・IBMにおいてApex制限の拡張のためのSF社との交渉に当たったIBMの担当者であるD自身、SF社の承認が必ず得られるわけではないとの認識を示していた。

### 5 ストレージの制限について

・平成29年4月24日、文化シャッターのEらに対し、何ら調整することなくオラクル社の第三者ストレージを用いてプログラミングを行えば工数面で5倍以上大きくなってしまいう旨説明している。

### 6 バージョンアップについて

- ・SFのバージョンアップの際、ApexやVFでのカスタム開発を行っている顧客については一部機能がサポートされなくなる可能性がある。
- ・平成28年1月のバージョンアップの際にモバイル機能に障害が生じたことがあり、IBMも同年6月のバージョンアップに備えて3か月以上にわたって人員1名を配置していた。
- ・少なくとも年3回予定されているSFのバージョンアップの都度看過し得ない障害が生ずるなどして早晚機能を停止することが容易に推認することのできる状態にあった。

## (争点2) 原告(文化シャッター)の損害

### 文化シャッターの主張

(結論) 以下の①ないし④が文化シャッターの損害である。

- ① 本件業務のために、IBMに支払った費用：約22億
- ② 本件業務のために、IBM以外のベンダに支払った費用：約2.7億
- ③ 本件業務に関して NTTコミュニケーションズ社と締結した「Secure On-demand Applicationサービス」に係る契約最低利用期間満了までの利用料相当額：0.6億
- ④ 弁護士費用：約2.5億

### IBMの主張

(結論) いずれも否認し争う。

## (争点2) 原告(文化シャッター)の損害

### 裁判所の判断

(結論)

文化シャッターがIBMに対して債務不履行を理由とする損害賠償請求として請求し得る金額は、19億8331万6016円(端数切捨て)及びこれに対する本件解除の後である本件訴状送達の翌日から支払済みまで商事法定利率6分の割合による遅延損害金までと解すべきである。

(理由)

#### 1 本件業務のためにIBMに支払った費用について

・遅くとも二次要件定義フェーズの終了時点では、画面や帳票の難易度が高く、他方でSFの標準部品によることができる部分が予想よりもかなり少ないなど、手組みによる開発範囲が当初の見込みから相当程度拡張されることが明らかとなり、その頃、SF内で作成したデータの保管場所をオラクル社の第三者ストレージにすることとし、それに伴ってデータマージ等のための新たなカスタム開発の必要性が生じていたこと、それにもかかわらずIBMが本件開発方針の下でカスタム開発の比率を極限まで高めていったこと等にも照らすと、本件各フェーズのうち設計・開発フェーズ以降に文化シャッターがIBMに支払った20億564万9461円については、その全てがIBMによるプロジェクト・マネジメント義務の不完全履行により被った文化シャッターの損害というべきである。

## (争点2) 原告(文化シャッター)の損害 (続き)

### 裁判所の判断

(理由)

2 本件業務のためにIBM以外のベンダに支払った費用及び「Secure On-demand Application サービス」に係る契約最低利用期間満了までの利用料相当額について

- ・本件各個別契約上、IBMの責任はそのサービスの料金相当額が限度であるとされ、かかる責任制限が本件において適用されない旨の主張立証はない。
- ・文化シャッターの総損害である23億3331万2961円についてのIBMの損害賠償責任額が過失相殺によって限定されるか否か及びその範囲を確定し、結果としてその額が上記1記載の20億564万9461円を上回った場合には、その上回った部分につきIBMの責任が制限されるものと解すべきである。

## (争点2) 原告(文化シャッター)の損害 (続き)

### 裁判所の判断

3 上記1記載の原告の損害の全部を被告に負担させることが相当といえるか否か（過失相殺をすべきか否か）、仮に相当でないとすれば被告に負担させるべきではない割合はいかほどかについて

・IBMのいう本件仕様凍結合意を証する文書は存在しない。IBMが仕様変更と主張しているものの多く（詳細はスライド30）はIBMが文化シャッターの要望する仕様に関する説明や指摘を機能補足説明書等に取り入れないまま設計及び開発を進めた結果であり、その意味で欠陥に該当する旨主張しているところ、文化シャッターの担当者がDに平成28年7月22日に発信したメールの内容は、そのような事例が存在していたことをうかがわせるに足りるものといえる。文化シャッターの行った仕様変更要求がIBMの主張するほど広範なものであったとまで認めるには足りない。

・文化シャッターの損害賠償請求にはなお一定の過失相殺を認めるべきであるものの、その程度はそう大きいとはいえないというべきであり、上記のような諸点を勘案すると、公平の見地から、文化シャッターの被った損害のうち、IBMに帰責すべき部分は、その85%の範囲にとどまるものと解するのが相当である。

### 4 弁護士費用について

・債務不履行に付随するものとしても、不法行為に基づくものと構成したとしても約款の規定に照らして請求することは困難である。

# (争点3) 被告(IBM)の損害

## 文化シャッターの主張

(結論) いずれも否認し争う。

## IBMの主張

(結論)

以下の①ないし④がIBMの損害である。

- ① 本件個別契約 3-2、同 19-2 及び同 15 の未払代金合計額：約 6.3 億
- ② 本件個別契約 3-1、同 19-1、同 20 及び同 23 の未払代金合計：約 1.7 億
- ③ 追加作業の報酬相当額：約 3 億
- ④ 弁護士費用：約 1.1 億

## (争点3) 被告(IBM)の損害

### 裁判所の判断

(結論) IBMは、損害賠償請求できない。

(理由)

争点1で検討したとおり、本件の責任原因はIBMにある。

# (争点4の1) 被告主張の合意の有無

## 文化シャッターの主張

(結論)

追加の報酬を請求できない

(理由)

当該開発工数の増大は、IBMの責めに帰すべき事由によるものである。このようにIBMの責めに帰すべき事由による場合は、文化シャッターが自己の負担で当該追加作業を行うことを承諾したものと合理的に解釈することは不可能であるから、文化シャッター・IBM間において当該作業に対し相当額の報酬を支払う旨の合意が成立していたとはいえない。

# (争点4の1) 被告主張の合意の有無

## IBMの主張

(結論)

追加の報酬を請求できる

(理由)

・以下の追加作業が発生している。本件個別契約2で66.1人月  
本件個別契約3-1及び4で100.5人月本件個別契約7で0.05人月  
本件個別契約15で0.2人月

・文化シャッターが行うべき仕様の検討を適時に行わず、また本件仕様凍結合意に反して変更要求を続けたことから、IBMは当初の予定よりも多くの作業工数を要したところ、少なくとも黙示的には、各追加作業に対して相当額の報酬を支払う旨の合意が成立していた。

## (争点4の2) 商法512条該当性

### 文化シャッターの主張

(結論)

追加の報酬を請求できない

(理由)

各追加作業は、いずれも本件各個別契約の目的に向けられた作業であり、その範囲内での作業にすぎない。

### 参考：商法512条（報酬請求権）

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

## (争点4の2) 商法512条該当性

### IBMの主張

#### (結論)

追加の報酬を請求できる

#### (理由)

争点4の1で争う相当額の報酬を支払う旨の合意が成立していなかったとしても、各追加作業は、いずれも、本件システムの開発において締結された契約で予定された範囲を超えた作業であって、しかも文化シャッターのために本件システムを構築する目的でされた作業である。IBMは、文化シャッターに対して、商法512条に基づき、各追加作業に対する相当額の報酬請求権を有する。

#### 参考：商法512条（報酬請求権）

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

## (争点4の3) 反訴各追加費用の額

金額についての争いのため、本資料では省略

# (争点4の1～3) 被告主張の合意の有無

## 裁判所の判断

### (結論)

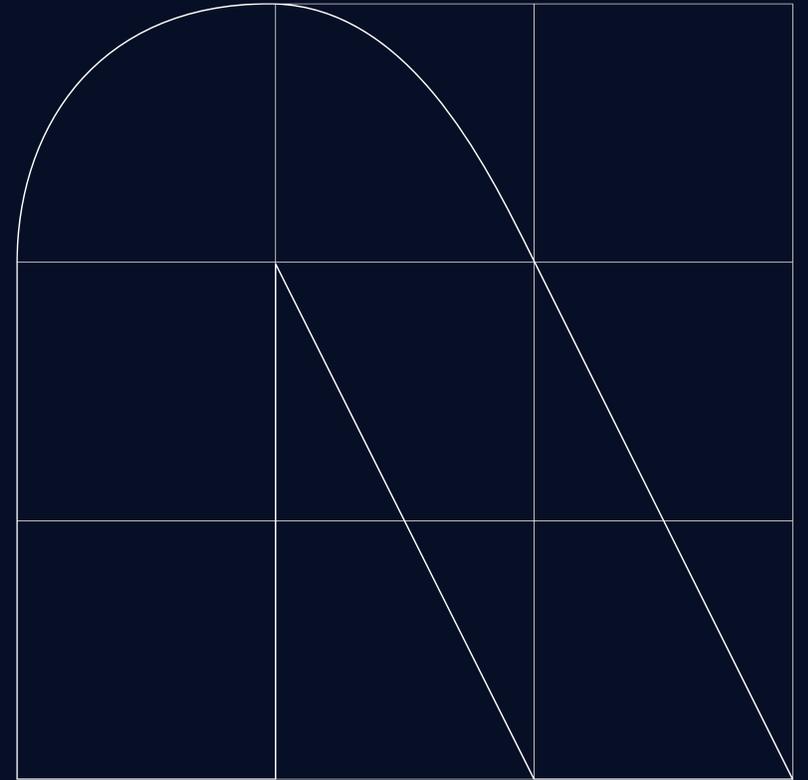
IBMは追加の報酬を請求できない。

### (理由)

- ・仮にIBMにおいて当初の予定よりも多くの作業工数を要したことが事実であったとしても、それが文化シャッターによる仕様確定の遅れに直接起因するものであるのか、IBMの開発要員のスキルセットがSF開発業界の標準より低かったことなどに起因するのは本件証拠上なお判然としないものというほかはない。
- ・**本件仕様凍結合意の存在が少なくともIBMが主張するような厳密なものであったとまでは認められない。**
- ・**仮にIBMが予定された作業工数を超えて作業を行ったことが事実であったとしても、その原因がIBMの開発要員のレベルによるものである可能性もあるところ、そのような場合であれば作業工数に係る単なるIBMの見積り落としというべきであって、当該作業工数を上回って作業をした部分についてIBMが文化シャッターに当然に報酬を請求し得るとは解し難い。**

# 04

## ディスクアタッチメントポイント



# ディスカッションポイント（解除の原因と責任の所在）

【ベンダ側のプロジェクトマネジメント義務違反の有無】

・争点①において、IBMにプロジェクトマネジメント義務違反があったと認定することについて賛成か、反対か？

賛成の場合・・・IBMはいつ・どのタイミングで具体的にどういったことをしていればPM義務違反を回避できたか？

（問題意識は、ユーザ側の意思決定権者の調整能力とベンダ側がユーザ側に対してどこまで踏みこんで働きかけるべきかのバランス）

## 賛成意見

- ・ベンダ側がそもそもカスタマイズ前提であれば、別の手法を使うべきだったのではないか
- ・文化ギャップの要求を漠然と受け入れていて、もっと説明すべきでなかったか

反対の場合・・・その理由は？

## 反対意見

（賛成意見多数であったため、発表者より以下提言）

- ・文化ギャップが現行踏襲にこだわり、止めなかったベンダが悪いという風潮があるが、日本では、ユーザから要望を言われたら対応せざるを得ない慣習はあるのではないか

# ディスカッションポイント（解除の原因と責任の所在） 続き

【ユーザ側のプロジェクトマネジメント義務（協力義務）違反の有無】

・争点①において、文化シャッターの協力義務違反はなかったと判断されているが、この判断に賛成か、反対か？

※ユーザ側のプロジェクトマネジメント義務については[スライド23](#)参照

## 賛成意見

・ベンダ側のPM義務違反を認めてもよいと考える。ユーザ優位の商慣習があるという話もあるが、ユーザはシステム開発の専門家ではないという前提もあり、ベンダ側がもっと積極的に働きかけないといけなく考える。本件において、ユーザ側に傍若無人的なふるまいがあったとは思えないため賛成。

・そもそもベンダがSFを選択したことが間違いであったと思われ、文化シャッター側は現行踏襲を基本としていたことからすると、上流フェーズでベンダとボタンを掛け違えていたのではないかと考える。ベンダ側は、リスクを説明していなかったことからユーザ側に義務違反があったとは考えられない。

## 反対意見

・IBMがどこまで説明していたかはわからないが、当初はスプリント（アジャイル）でやるという話もあり、IBMの標準契約を使っていることから、ユーザが準委任で締結せざるをえなかったのではないかと想像する。この前提であるとする、IBMはある程度のところで仕様を確定し要件定義していく必要があり、文化シャッター側も仕様確定に協力してもよかつたのではないかと考える。

・文化シャッターの情報システム部も参加していて、まったくの素人ではなかった、一緒に要件定義を確定させていくという前提で進めていたが実際にはウォーターフォールになったということで、契約締結から1年半から問題発覚したことからすると、文化シャッター側にまったく過失がなかったとは言えないのでは、と考え反対。

・アジャイルにせよウォーターフォールにせよ大まかな方向性を決めるのはユーザのため、ユーザの義務違反がなかったとはいえないという結論には疑問を持った。

## ディスカッションポイント（解除の原因と責任の所在） 続き

【ユーザ側のプロジェクトマネジメント義務（協力義務）違反の有無】

・本件において裁判所は以下のとおり述べているが、仕様凍結がなされていたとしても文化シャッターにプロジェクトマネジメント義務違反はなかったというべきか？

**「文化シャッターによる仕様の確定が適時適切に行われていたからといって、それだけで本件システムの肥大化による本件制約等の顕在化を防ぐことができたとは考え難いことなどからすれば、文化シャッター側の上記問題を過失相殺の局面で考慮することがあり得るのは格別、文化シャッターにプロジェクト・マネジメント義務違反があったとまでいうことはできない。」**

cf [旭川医大事件](#)

「そして、この協力義務は、本件契約上一審原告の責任とされていたもの（マスタの抽出作業など）を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告にその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているものというべきである。」

前頁の議論に集約したため、省略

# ディスカッションポイント（フェージング契約解除時の損害賠償範囲）

## 【フェージング契約解除時の損害賠償範囲】

・争点②において、設計・開発フェーズ以降に文化シャッターがIBMに支払った約20億円＋他ベンダに支払った費用約3億円の合計約23億円がPM義務違反により被った損害であると認定したが、この裁判所の判断（スルガIBM控訴審と同じく、ある時点でベンダの義務違反を認めて、その時点以降についてすべて損害賠償請求を認める考え方）に賛成か、反対か？

※[スライド17](#)の第1から第8フェーズまでのうち、第1、第2フェーズの契約の報酬は損害認定範囲外となっています（裁判所の判断は[スライド37](#)）

cf スルガ・IBM第1審やトクヤマ・TIS判決では、頓挫した個別契約の上流フェーズの個別契約からPM義務違反等が一貫してあったと認定しつつ、過失相殺を認めて全体のバランスをとる考え方

cf 第一法規・CTC判決では、頓挫した個別契約だけに義務違反があったとして損害賠償の対象とする考え方（ベンダとしてはこの考え方を取りたいと思われる）

### 賛成意見

- ・最初のフェーズではうまくいっていて、下流フェーズにおいて問題が発生するケースはありうることから、フェーズごとに義務違反の有無を判断することについて賛成。また、損害の範囲についても、義務違反があった後の工程における成果物は無駄になるため、当該義務違反があった後の工程における費用は義務違反との因果関係のある損害になるのではと考える。
- ・個別契約ごとに納入されたものをユーザが完成したと認めているにもかかわらず、義務違反があった前の工程において完成したものを遡って義務違反ととらえることに違和感があるため、フェーズごとに義務違反の有無を判断することについて賛成。

# ディスカッションポイント（フェージング契約解除時の損害賠償範囲） 続き

## 【フェージング契約解除時の損害賠償範囲】

・賛成意見の方は、開発方式がウォーターフォールかアジャイルかで意見は変わるか？（市川先生より）

・アジャイルにおいて完成した成果物と完成していない成果物の切り分けができるのであれば、損害額の認定が変わると考える。

・今回のケースではすべて準委任契約で締結していたが、請負契約だったら裁判所の判断が変わったと考えるか？（市川先生より）

・契約形態で変わるのには腑に落ちない。請負契約であっても、注文者が受ける利益の割合に応じた部分的な報酬を請求できることから、準委任契約と同じような扱いとできるのではないかと考える。

・契約形態にかかわらず、多段階契約においてどこかの工程で問題が発生すると全体がうまくいかず、全ての工程においてかかった費用が損害になるのではといった感覚があり、一部完成した成果物があったとしても当該成果物を別のプロジェクトに流用できるか否か（役に立つか否か）で損害の認定も変わるのではないかと考えるが、損害の認定についてどう考えるかこの場でご意見伺いたい。（ゼミ生より）

・システム開発において多段階契約にすることは、工程を切り分けることであって、責任を切り分けるわけではないという感覚。自分が法務部にいたときは、システム開発が途中で頓挫し、成果物を結果使えなかった場合には、契約形態にかかわらず全工程における費用を請求されるおそれがある前提で開発してほしいと法務部から現場に伝えていた。

・システム開発が途中で頓挫した場合、開発作業が90%終わっていても意味がないというユーザの気持ちは理解できるが、以前から裁判例では作業進捗に応じた損害の割合認定をしていることから、逆にユーザとしては、システムが使えないとしても一部の工程の費用は支払われる覚悟をしておいた方がよい。

・上記議論踏まえると、頓挫した個別契約の上流フェーズの個別契約含めて契約全体を見たうえで、過失相殺を認めるスルガIBM第1審やトクヤマ・TIS判決の考え方の方が共感しやすい。

# ディスカッションポイント（フェージング契約解除時の損害賠償範囲）

再掲

【フェージング契約解除時の損害賠償範囲】

・争点②において、設計・開発フェーズ以降に文化シャッターがIBMに支払った約20億円＋他ベンダに支払った費用約3億円の合計約23億円がPM義務違反により被った損害であると認定したが、この裁判所の判断（スルガIBM控訴審と同じく、ある時点でベンダの義務違反を認めて、その時点以降についてすべて損害賠償請求を認める考え方）に賛成か、反対か？

反対意見

- ・ウォーターフォールでの開発であっても、個別契約ごとに業務の遂行結果や内容を判断すべきであって、PM義務違反があったフェーズの後の工程についてすべて損害と認めるのは過度ではないかと考える。
- ・Z会・日立ソリューション判決において、多段階契約でどこまで解除できるか（密接関連性のような考え方）が論点としてあった。本件においても、現行システムの調査が足りていなかったことを契約締結上の過失として契約全体を解除するというロジックもあり得るのではないかと考える。本件においても現行踏襲希望であったユーザに対して、ベンダがSFを提案したところから問題で、契約全体を解除できるのでは。
- ・システム開発契約においてシステム構築フェーズは原則請負で締結し、検収を行っている。裁判所や法律家としては、検収が完了していたらシステムは一応完成したとみなす感覚があるが、ベンダとしてはお客様が実際に稼働させないと問題がわからないことも多いことから、契約締結時の交渉においてベンダとユーザの間での認識やスタンスの違いがあり、悩ましい。

# ディスカッションポイント（トラブル防止のための実務上の留意点）

## 【システム開発における留意点】

・既存のソフトウェア（パッケージソフトウェア）を用いた開発において、開発途中段階において、ユーザからのカスタマイズ要望が頻出した場合に、ベンダはどこまで要望を受け容れるべきか？また、受け容れる際の留意点は何か？

・ベンダとしては、ユーザからの要望を無碍にはできず、関係を維持したいというところでなかなか断りづらい状況ではあるかと思うが、できることとできないことをはっきりさせた方がよい。追加要望を受け容れる際には既存のソフトウェアにマッチするか否かについて、ベンダはより慎重に判断すべきだと考える。

・ベンダは、まずユーザ要望に対してしっかり説明を実施し、当該説明を実施したという証拠を残すことが大切だと考える。本件においてIBMがSFを用いて問題なくカスタマイズできるとユーザに対して説明したにもかかわらず、結果できなかったというところに問題があるのではないかと考える。

・カスタマイズするとなるとパッケージ提供と比べてベンダ側にとって難易度が高くなる認識。ベンダは実現可能性も含めてユーザに対してきちんと説明しないと紛争になりやすいと考える。

# ディスカッションポイント（トラブル防止のための実務上の留意点）

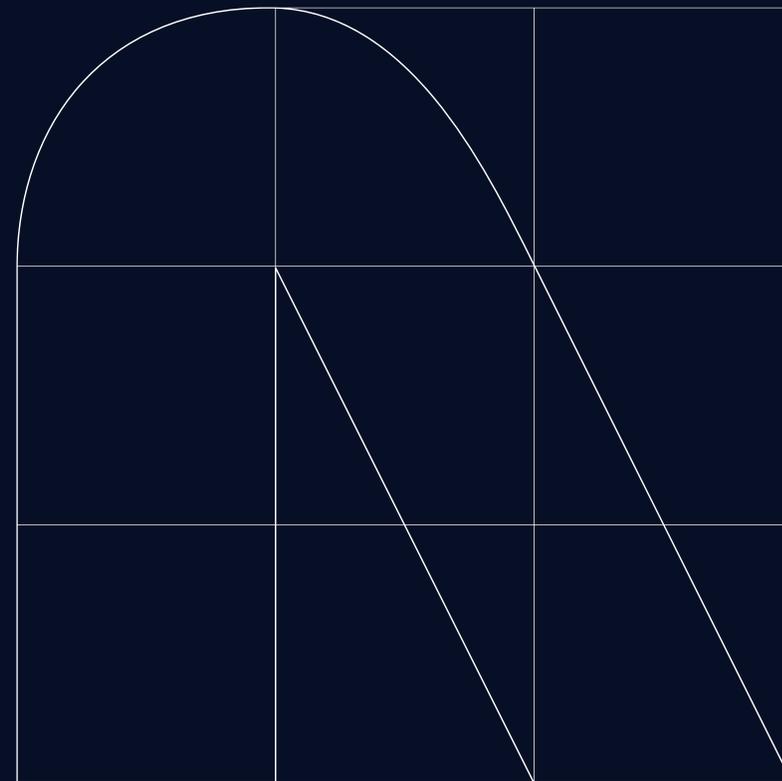
## 【システム開発における留意点】

### ・準委任契約と請負契約の考え方

・ベンダ側は、準委任契約であれば請負契約と比べて責任が軽いと考えて準委任契約にこだわるケースもあるが、準委任契約の場合であっても、専門家としての知見をもって業務を遂行する善管注意義務を負っていることから、必ずしも請負契約よりも責任が軽いとは言えない。本件もこのような考えに基づいてベンダが準委任にこだわったのではないか。実際には契約形態が実態に合っていなかったのではないか。

# 05

## 参考裁判例



# 参考：スルガ銀行・日本IBM (東京地判平24年3月29日)

## 1 事件の概要

スルガ銀行（ユーザ）が、日本IBM（ベンダ）に対して、銀行業務全般をつかさどる勘定系情報システムの開発を委託したところ、完成に至らなかったことから、開発委託契約（基本合意及び個別契約）を解除し、ベンダの債務不履行または不法行為に基づき、既払金や逸失利益等、約115億円の損害賠償を求めたのに対し、ベンダはユーザに本件システム開発において締結した個別契約に基づく残代金及び不法行為（ユーザの協力義務違反）に基づく損害賠償等を求めた

## 2 原審判旨

**企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザーのニーズに対する充足度、システムの開発手法、受注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザーに説明するプロジェクトマネジメント義務があり、ベンダは当該義務に違反したとしてユーザに対する損害賠償責任が認められた**

# 参考：スルガ銀行・日本IBM

(東京高判平成25年9月26日)

## 3 控訴審判旨

システム開発契約に基づくプロジェクトがシステムの開発に至らずに頓挫したが、企画・提案段階では、システム開発構想等は、一定の修正等があることを当然の前提とすること、海外での稼働実績があるCorebankの事前検証に欠け、Corebank自体が邦銀の勘定系システムに導入するソフトとしての性能を備えていなかったとは認められないこと、現行システムの処理フローで開発する手法（カスタマイズベース・アプローチ）の選択がシステム開発にとって許容できない手法選択の誤りであったと認められないこと、Corebankの改変権を有する別会社との開発体制に不備があったとはいえないこと等からすると、**企画・提案段階では、ベンダのプロジェクト・マネジメントに関する義務違反および説明義務違反があったということではできない**

**ポイント：フェーズごとにPM義務違反の有無を判断し、原審と異なる**

ベンダは、本件最終合意の締結時にはシステムを完成させるには、開発費用、開発スコープ及開発期間内のいずれかまたはその全部を抜本的に見直す必要があり、見直しがなければ、システム開発を進められないこと、その結果、従来の投入費用、今後の費用が無駄になることがあることをユーザー（注文者）に具体的に説明し、中止も含めたユーザーの適切な判断を促す義務があったにもかかわらず、締結された最終合意は、開発スコープに関する構想を抜本的に変更せず、その延長線上にとどまるものであり、ベンダに求められる説明義務を果たしたとはいえないから、ベンダには、プロジェクト・マネジメントに関する義務違反が認められるが、義務違反につき、故意または重過失は認められず、過失が認められるにとどまる。

# 参考：野村HD・日本IBM

(東京高判令3年4月21日判タ1491号20頁)

## 1 事件の概要

野村HD及びその完全子会社である野村証券株式会社（「ユーザー」）が日本IBMに対して、コンピュータシステムの開発が途中で中断したことについて、ベンダの債務不履行または不法行為があったとして約36億円の損害賠償を請求した（本訴）  
これに対し、ベンダは一部の個別契約の未払い報酬約5.6億円を請求した（反訴）

## 2 判旨

- (1) 多段階契約の解釈に関する点
- (2) 帰責性の点

### ・原審

ベンダが適切なPMを果たさなかったものであって、履行不能はベンダの責に帰すべからざる事由があったものではないとした

### ・控訴審

**そもそも履行不能もなく、信頼関係崩壊等についてもユーザの側により大きな原因があるとして、原審と正反対の判断となった。**

**ユーザからの本訴請求はすべて棄却され、ベンダからの反訴請求は未払代金を中心に一部が認められた**

# 参考：旭川医大・NTT東日本 (札幌高判平29年8月31日)

## 1 事件の概要

病院情報管理システムの構築と同システムのリースを目的とする契約が頓挫したことについて、一切の追加要望を出さないという仕様凍結の合意を取付けるなどしたことからベンダのプロジェクトマネジメント義務違反等を否定する一方で、ユーザが当該仕様凍結合意後においても大量の追加要望を行うとともに、ベンダに対する必要な情報提供を怠ったこと等からユーザの協力義務違反を認め、ベンダからユーザに対する債務不履行に基づく損害賠償請求を認めた事案

## 2 原審判旨

### 【結論】

一連のプロジェクトの頓挫について、ユーザに2割、ベンダに8割の責任があるとして、ユーザの請求を3億6508万5426円の限度、ベンダの主位的請求を3億8386万1689円の限度で容認

## 3 控訴審判旨

### 【結論】

プロジェクトマネジメント義務違反を否定、**ユーザの協力義務違反を肯定**し、ベンダのユーザに対する損害賠償請求を14億1501万9523円の範囲で認めた

# 参考：トクヤマ・TIS

(東京地判平28年4月28日)

## 1 事件の概要

ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反が認められた一方、ユーザが現場の反発を抑えきれず、多数の仕様変更とそれに伴うプロジェクトの遅延が起こった等の経緯から、ベンダの義務違反と相当因果関係のあるユーザの損害は支払済み委託料総額の3割であるとされた事案

## 2 判旨

### 【結論】

本訴：各個別契約の主たる債務に関してベンダに債務不履行が認められないとして契約の解除は認めない一方、ベンダの付随義務（いわゆるプロジェクトマネジメント義務）違反を認め、ユーザの損害賠償請求を一部（約5億4千万円）認容

反訴：契約の成立が認められるものについては契約に基づき、契約の成立が認められないものについては商法512条に基づき、その報酬請求を一部（約2億2千万円）認容

# 参考：日東電工・フューチャーアーキテクト

(東京高判平30年3月28日)

## 1 事件の概要

新販売システム開発工程の終盤で予定していたシステム間結合テストの実施と残債務の履行が、システム間結合テストの実施に協力しなかったユーザからの契約解除通知により不能になったとして、開発契約及び商法512条(仕様変更分)に基づきベンダからユーザへの報酬請求を認容し、ユーザからベンダへのプロジェクトマネジメント義務違反に基づく損害賠償請求を棄却した事案

## 2 原審判旨

### 【結論】

本訴請求をいずれも全部認容し、反訴請求をいずれも全部棄却

## 3 控訴審判旨

### 【結論】

法512条に基づく報酬請求の認容額を1億2511万3800円から8765万円に約3割減額した点を除き、一審判決を維持

# 参考：第一法規・CTC

(東京高判平26年1月15日)

## 1 事件の概要

ユーザが、多数の不具合を理由にシステム開発契約を解除し損害賠償をベンダに請求した

裁判所は、ユーザがベンダとの契約締結に応じないまま外部設計後に多数の仕様変更等の作業をベンダに行わせていた点にユーザの過失があるとする一方、当該変更がシステムの不具合を発生させ、検収終了が大幅に遅延することをベンダはユーザに告知するべきであったのにこれをしなかった点にベンダのプロジェクトマネジメント義務違反があり、かかる義務違反がユーザの過失の一因となっていることを考慮して、ユーザの損害賠償額が過失相殺により4割減額された事案

## 2 原審判旨

### 【結論】

ベンダに対し、約2343万円余をユーザに支払うよう命じた（反訴請求一部認容，本訴請求全部棄却）

## 3 控訴審判旨

### 【結論】

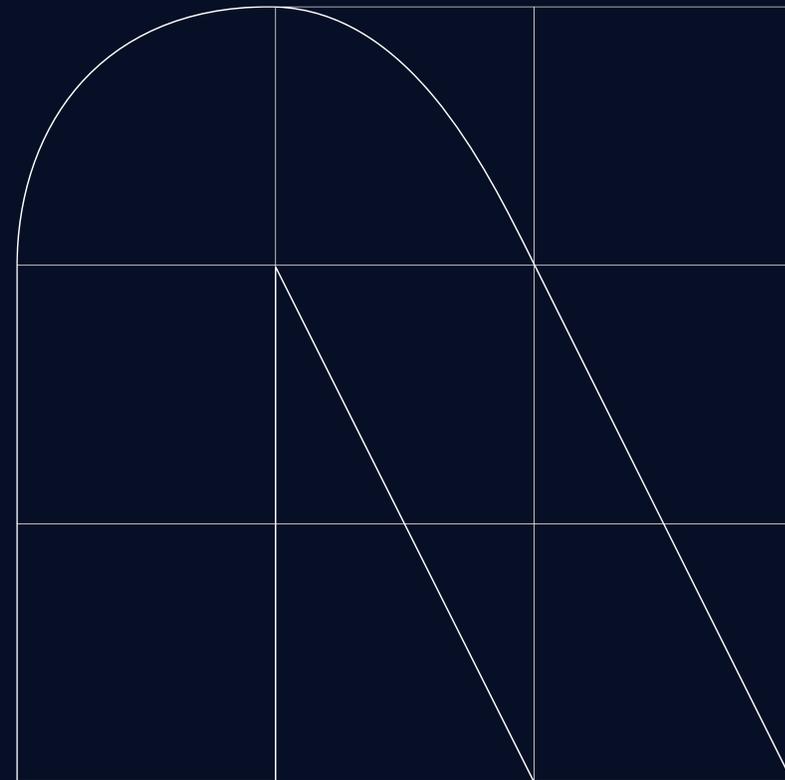
ベンダに対し、約2億881万円余をユーザに支払うよう命じた（反訴請求一部認容，附帯控訴全部棄却）

# 参考文献

- ・伊藤雅浩「システム開発をめぐる近時の重要判例」（ビジネス法務 2023年2月）
  - ・伊藤雅浩「スルガ銀行vs日本IBM事件から導かれるモデル契約の変更点」（ビジネス法務 2013年3月）
  - ・大井哲也・影島広泰・伊藤雅浩「システム開発における解除の手法とタイミング」（ビジネス法務 2019年8月）
  - ・仮屋篤子「銀行業務システム開発契約における、開発者のプロジェクト・マネジメント義務」（新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）14号 2014年4月）
  - ・河上正二「銀行業務システム開発契約に関して、開発者（ベンダー）のプロジェクト・マネジメント義務違反を根拠とする発注者（ユーザー）に対する損害賠償責任（積極）（5 その他（付随業務・周辺業務等））」（金融法務事情 2001号 2014年9月）
  - ・松島淳也「文化シャッターvs日本アイ・ビー・エム株式会社」（SLN No.173 2023年3月）
  - ・松島淳也「スルガ銀行・IBM裁判が今後のシステム開発プロジェクトに及ぼす影響」（ビジネス法務 2012年9月）
  - ・伊神賢人「文化シャッターのシステム開発頓挫で、日本IBMが19.8億円の賠償を命ぜられた理由」（日経クロステック 2023年11月21日最終閲覧）
- [文化シャッターのシステム開発頓挫で、日本IBMが19.8億円の賠償を命ぜられた理由 | 日経クロステック \(xTECH\) \(nikkei.com\)](https://www.nikkei.com)
- ・尾城亮輔「プロジェクト・マネジメント義務と協力義務」（BUSINESS LAWYERS 2023年11月21日最終閲覧）
- <https://www.businesslawyers.jp/practices/757>

# 06

## ディスクアッションを踏まえての所感



# 先生方からのコメント

## 【上沼先生】

・ベンダがすべてのフェーズを準委任契約で実施することにこだわっているとすると、多段階契約にするメリット（フェーズ毎に検収を受けて仕様等を確定していくこと）を受けられないのではないかと考える。実態と合っていない契約を締結しているのではという感覚を受けた。準委任契約で実施すると、ベンダのプロとしての注意義務の程度が上がるはずなので、もめるポイントになる。

## 【市川先生】

・追加費用をどう評価するかは裁判所の実事認定次第で、野村・IBM判決は本判決の結論と正反対であることから、プロジェクトマネジメント義務に関する今後の裁判所の判断は予想が難しい。

・今の裁判所の規範の流行はスルガ・IBM判決。スルガ・IBM判決では、フェーズごとに義務違反の内容が異なり、事案によっても義務の内容が異なると判断されている。プロジェクトマネジメント義務に関する訴訟においては、規範評価（軽い事実認定含む）・基準を立てた後にあてはめが行われることが多いことから、画一的な規範があるわけではないと考える。

・プロジェクトマネジメント義務の法的性質については、現段階ではまだ生煮え状態で、現状の裁判例では、法的性質については度外視して判断されているところがあるため、本日のディスカッションでは取り扱わないことによいのではないかと発表者にアドバイスした。

# 発表者所感

- ・資料作成の際、PM義務が論点となった裁判例はいくつかあるものの画一的な規範が無い中でどのように裁判例の紹介やディスカッションポイントの設定を行えば活発に議論ができるかを考え工夫した。
- ・スルガ・IBM控訴審判決以後はフェーズ毎に義務違反の有無を認定する考え方が主流になっているように見え、自分もベンダ企業の立場でこれまでこの考え方に拠っていたが、損害賠償範囲について逆の意見も踏まえて改めて議論できたのが有意義だった。
- ・システム開発契約は請負より準委任の形式を選択する方がベンダにとってはリスクヘッジになると漠然と考えていたので、上沼先生の「準委任契約で実施すると、ベンダのプロとしての注意義務の程度が上がる」というご意見が大変勉強になった。  
(藤江)

- ・本判決文を読み、発表資料等作成している段階では、ベンダ側がユーザに対して積極的に説明を行わずにカスタマイズ比率を高めていったことからPM義務違反があるという裁判所判断についてあまり違和感を持っていなかった。しかし、ディスカッションの中で当初アジャイル開発としようとしたがウォーターフォール方式で開発を進めることになった背景にユーザ側の協力姿勢の問題があったのではないかというご意見もあり、事実がどうであったかは定かではないが、一概にユーザが全く悪くなかったとは言えないのではないかという気付きもあり、控訴審でユーザ側の過失を認めるか否か注視したい。
- ・プロジェクトマネジメント義務の法的性質をどう捉えるべきか悩んでいたが、市川先生から裁判例でも画一的な整理がなされているわけではなく、個別事案ごとに事実認定の上、規範定義がなされており、法的性質は度外視して判断がなされていると助言いただき、契約形態を問わずベンダとしてはプロジェクトマネジメント義務として求められるレベルは高いと認識したうえで委託業務を専門性をもって遂行するのみならず、積極的に専門的知識を持たないユーザに働きかける必要があると改めて認識した。(粥川)